第十二・三条　特定の約束

1　一方の締約国は、この章の規定、自国の関係法令及び附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に定める特定の約束の条件に従い、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

2　いずれの締約国も、附属書十（自然人の移動に関する特定の約束）に別段の定めがある場合を除くほか、同附属書に定める区分のいずれかに該当する他方の締約国の自然人に対して発給される査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第十二・四条　透明性

各締約国は、次のことを行う。

(a)　この章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人が自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び該当する場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、他方の締約国の者が知ることができるような方法で、この協定の効力発生の日に公表し、又は当該他方の締約国に利用可能なものとすること。

(b)　前条1の規定の対象となる自然人の入国及び一時的な滞在に係る措置に関し、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを設け、又は維持すること。

(c)　自国への入国許可、自国における一時的な滞在及び該当する場合には自国における就労に係る当初又は更新の許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について効果的な申請を行うことに影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は現行の(a)に規定する要件及び手続の変更に関する情報を、速やかに他方の締約国に利用可能なものとするよう努めること。

第十二・五条　自然人の移動に関する要件及び手続

1　一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の自然人のために提出される入国及び一時的な滞在の許可又は該当する場合には就労許可若しくは在留資格認定証明書の不備のない申請（更新の申請を含む。）の審査を遅滞なく行う。

2　締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、当該申請者に通知するよう努める。

3　各締約国は、この章の規定の対象となる他方の締約国の自然人であって入国及び一時的な滞在を求めるものが不備のない申請を提出した後合理的な期間内に、当該申請に関する決定（当該申請を承認する場合には、一時的な滞在の期間その他の条件を含む。）を当該自然人に通知する。

4　一方の締約国は、自国の権限のある当局が入国及び一時的な滞在の許可の申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5　各締約国は、自国の法令に従い、かつ、実行可能な範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう努める。

第十二・六条　紛争解決

1　第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たす場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

(a)　事案に一定の実行の類型が含まれること。

(b)　可能な場合には、該当する一方の締約国の自然人が特定の事案に関し国内的な救済措置を尽くしたこと。

2　他方の締約国の権限のある当局による特定の事案に関する最終的な決定が、1(b)に規定する国内的な救済措置に係る手続の開始の日の後二年以内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが1(b)に規定する自然人に起因する遅延によるものでないときは、当該国内的な救済措置は、尽くされたものとみなす。

第十三章　電子商取引

第十三・一条　基本原則

1　両締約国は、電子商取引によって経済的な成長及び機会がもたらされることを認識し、また、電子商取引の利用及び発展に対する不必要な障害を回避することの重要性を認識する。

2　この章は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること、両締約国間における電子商取引を促進すること並びに世界的に電子商取引の一層広範な利用を促進することを目的とする。

3　両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則を認識する。

第十三・二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「デジタル・プロダクト」とは、例えば、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像及び録音物又はそれらの組合せから成るものであって、デジタル式に符号化され、電子的に送信され、及び商業的販売又は流通のために生産されるものをいい、キャリアメディアに固定されるものを含まない。

注釈1　デジタル・プロダクトには、金融商品をデジタル式に表したもの（金銭を含む。）を含まない。

注釈2　この章のいかなる規定も、電子的な送信によるデジタル・プロダクトの貿易がサービスの貿易又は物品の貿易のいずれに区分されるべきかについての各締約国の見解に影響を与えるものとみなしてはならない。

(b)　「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報についてとられる措置であって、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものをいう。

(i)　当該情報が当該措置をとった者により承認されていることを示す措置であること。

(ii)　当該情報が改変されていないことを確認する措置であること。

(c)　「電子的な送信」とは、電磁的手段を用いて行われる送信をいう。

(d)　「個人情報」とは、特定された又は特定し得る個人に関するあらゆる情報をいう。

(e)　「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であって、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

第十三・三条　関税

各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する。

第十三・四条　デジタル・プロダクトの無差別待遇

1　いずれの締約国も、一定のデジタル・プロダクトに対し、次の事由に基づき又はこれを目的として、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。

(a)　不利な待遇を受けているデジタル・プロダクトが、他方の締約国の区域内において、創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託されたこと又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったこと。

(b)　当該デジタル・プロダクトの著作者、実演家、制作者、開発者又は配信者が、他方の締約国の者であること。

(c)　自国の区域内において、創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された他の同種のデジタル・プロダクト又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなった他の同種のデジタル・プロダクトに保護を与えることを目的とすること。

注釈　二国間の貿易を促進するという両締約国の目的を認識し、1に規定する「一定のデジタル・プロダクト」は、他方の締約国の区域内において創作され、生産され、出版され、契約され、若しくは委託されたデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者若しくは開発者が他方の締約国の者であるデジタル・プロダクトのみを示す。

2　いずれの締約国も、

(a)　他方の締約国の区域内において創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクトに対し、第三国において創作され、生産され、出版され、保存され、送信され、契約され、若しくは委託された又は商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなった同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない。